

令和7年6月20日  
中部地方整備局

## 独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：①日精株式会社 東京都港区西新橋一丁目18番17号  
及び住所 ②フジパスク株式会社 東京都世田谷区上馬四丁目2番5号  
③IHI運搬機械株式会社 東京都中央区明石町8番1号  
④日本コンベヤ株式会社 大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル  
⑤新明和工業株式会社 兵庫県宝塚市新明和町1番1号

2. 指名停止措置期間：①③⑤：令和7年6月20日から令和7年 8月19日まで（2カ月）  
②④：令和7年6月20日から令和7年10月19日まで（4カ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

## 4. 事 実 概 要

公正取引委員会は、令和7年3月24日、建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、日精(株)、フジパスク(株)、IHI運搬機械(株)について、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

また、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、新明和工業（株）、日本コンベヤ（株）、IHI運搬機械（株）について、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

## 5. 指名停止措置理由

有資格業者である上記5社が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行い、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第5号（下記参照）に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 2カ月以上9カ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也  
課長補佐 渡久地 真紀子 電話番号（052）953-8138